

大阪市廃棄物減量等推進審議会

第5回手数料あり方検討部会

平成21年3月30日(月)

大阪市環境局 第1会議室

開 会 午前10時

○清原企画担当課長代理

ただいまから大阪市廃棄物減量等推進審議会第5回手数料あり方検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の司会をさせていただきます環境局企画部企画担当課長代理の清原でございます。お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○清原課長代理

本日の委員の出席状況ですが、部会委員定数4名のところ、現在4名の委員のご出席をいただいております。なお、藤田委員につきましては、ご都合により途中退席されるとうかがっております。半数以上の委員の出席がございまして、審議会規則第5条第2項の規定を準用し、当部会が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、以降の議事進行につきまして、村田部会長にお願いしたいと思います。

○村田部会長

皆さん、おはようございます。第5回あり方部会ということで、かなり状況も煮詰まってきたようですけれども、後ほど事務局から説明させていただきたいと思います。

審議に入る前に、今日は傍聴の方はおられますか。

○清原課長代理

傍聴の方、それから報道機関のほうで日報アイビー様が来られておりまして、撮影許可を求めておられますので、よろしくお願いいたします。

○村田部会長

報道ですけど、事前に撮影されるということでしたら、許可いたします。

それでは、議事に入ります。事務局から説明をお願いしたいと思います。

○深津企画担当課長

おはようございます。前回の第4回部会におきまして、有限責任中間法人一般廃棄物適正処理協会様からヒアリングをさせていただきました。その内容につきまして、今

回、整理をさせていただきたいと考えております。事務局といたしましては、予定しておりました説明等を終えておりますので、事前に部会長ともご相談させていただきまして、部会報告に向けて、これまでの検討状況についてのとりまとめもやらせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前回のヒアリングの概要につきまして整理をさせていただきます。横書きの資料1をご覧くださいと思います。この資料につきましては、それぞれのテーマごとに、いただきましたご意見と、それに対する私どもの考え方をできるだけ簡潔にまとめております。

まず、1ページ、手数料の転嫁についての意見概要。平成4年以降、排出事業者に対する手数料の転嫁が円滑に進んできたという認識はないということでございました。それから、やっと条例上の上限料金 240円に近づいてきておりますが、昨今、諸経費もかかっていることから、240円ぎりぎりもらわないと経営上厳しい状況があるというお話もあったかと思います。これに対しましては、転嫁が難しいといったこれまでの手数料改定の問題点、それから私どもが今考えております有料指定袋の長所、課題等を踏まえて、総合的に判断するという考え方でやっていきたいということでございます。

2ページ、排出事業者との契約状況についての意見概要でございます。契約の単位につきましては、例えば重量、袋数、容積等、さまざまであったとお聞きしております。ただ、最近の傾向として重量制での契約が増えてきているというご説明があったと思います。これに対して私どもの認識でございますが、有料指定袋制を実施した場合、処分手数料の明確化が図られるというメリットはございますが、これまでの手数料徴収の方法を大幅に変更することになりますので、大阪市としましても排出事業者の理解を十分得るように周知・啓発に努める必要があると考えております。

3ページ、有料指定袋制度についての意見概要。有料指定袋について、まずご指摘がございましたのは、指定袋での排出が難しいケースがあるということでございました。

1つ目は、機械式ドラムのごみ貯留排出装置。機械の中を通りますので、袋が破れてしまう部分が多い。それから、含水率が高くて比重が重い飲食店等からの生ごみも袋に入れにくい。また、剪定くずのような鋭利なものや粉状のもの、場合によっては袋に入れにくいダンボールもかなりあるということで、指定袋では排出が難しいケースもあるという話がございました。

それから、テナントビルで管理会社がごみを集めている場合に、だれが指定袋のコス

ト、具体的にはごみ処理費用を負担するのかという調整が必要。また、娯楽スペースやパブリックスペースに設置してあるごみ箱についても、だれが袋を用意するのか、ごみ処理費用を負担するのか、関係者との調整が必要になるという話がございました。さらに、排出事業者への指定袋使用の啓発・指導については、大阪市が徹底して時間をかけて根気よく行うべきではないかという話がございました。

4 ページ、2 つ目は、有料指定袋になりますと、収集運搬の手間が増えることにより収集運搬経費が嵩むおそれがある。今までですと大量のごみを一括して収集車に積み込むということでございましたが、袋制になりますと、積み込む際の手間が増えるのではないかという危惧があるというお話がございました。

それから、今回、処理処分の手数料のあり方を中心に議論させていただいておりますが、収集運搬料金についても議論されるべきではないかというご指摘がございました。また、重量制に基づく契約から容量（袋）に変更する、事業者によっては料金が大幅に変動する可能性があり、混乱が生じるのではないかと。そのへんのところもよく考えてほしいというお話がございました。最後に、業種によってごみの比重が非常に異なりますので、排出事業者間で不公平感が生まれるおそれがあるのではないかとご指摘がございました。

それに対して5 ページ、私どもの考え方でございますが、他都市の先行事例等をもとに、有料指定袋による排出方法によりがたい場合については、基準を整理し、一定の例外措置を設ける必要があると考えております。ただ、ダンボール等は袋に入れるのが難しいというお話がございましたけれども、資源物の分別の徹底の努力を排出事業者をお願いするということで、啓発・指導を強めて、例外措置ができるだけ少なくなるように検討すべきではないかと考えております。

それから、排出事業者に対して制度導入前の普及啓発の徹底と同時に、搬入検査の強化をやっていかないと効果がないということで、こちらについては大阪市として徹底してやっていくという心構えが必要ではないかと書いております。ちょっと飛ばさせていただきます、換算率でございますが、これまでの調査結果、他都市の事例等から見て、0.2が概ね妥当ではないかと考えております。

6 ページ、10kg未満事業所及びアパート・マンションの収集についての意見でございます。許可業者の方々からは、排出日量10kg未満の事業所については、早期に有料化すべきと常々訴えてきたというお話がございました。それから、料金徴収の考え方につい

ては、今回、重量から容積という形になりますが、さまざまな影響が予想されるために、もっと時間をかけて議論をすべきではないかという慎重論をお話しされておりました。また、例えば10kg未満を有料化する場合、我々直営収集から許可業者に収集をお願いすることになった場合、現在の許可業者の体制ですべてについて収集運搬することは可能であるというお話があったかと思います。

7ページ、それに対する私どもの考え方でございますが、まず有料指定袋制度の適用に当たっては、極力例外を排するべきだと思っております。一方で、アパート・マンションのごみについては、あくまでも家庭系でございまして、無料で収集されておりますほかの家庭系ごみとの均衡上、有料指定袋制の対象外にすべきではないかという考え方に立っております。そのため、許可業者がアパート・マンションのごみを引き続き有料指定袋制のもとに収集されることになると、事業系ごみと家庭系ごみの混載禁止を担保する措置が必要で、例えば1車単品のような形で混載を防ぐのか、それとも何かそれに代わる方法を考えて、アパート・マンションのごみを事業系ごみと区別するのか。いずれにしても、混載禁止を前提に考える必要がある。そうしないと制度的に統一的なものできないと考えております。

8ページ、その他の意見。1つ目は、排出事業者への適正な収集運搬料金（条例上の手数料の上限）の提示を大阪市にぜひともお願いしたい。他都市でもそういう形で提示されているということでございました。3つ目は、百年に一度の経済不況と言われているこのような時期に、手数料のあり方の見直しは、排出事業者の方々に大きく影響を与える。時期が悪いと言わざるを得ない。慎重に検討をお願いしたいということがございました。あとは、事業系ごみについては許可業者の方々もいろいろご努力いただいて、減量を今までやってきたということでございます。

それに対して9ページ、我々の考え方でございます。収集運搬料金の上限というお話でございますけれども、基本的には収集運搬料金は民間同士の契約でございますので、当事者間の話し合いで自由に設定されるのが基本ではないかと考えております。排出事業者責任を徹底する観点からは、処理原価をもとに手数料を設定することが基本と考えますが、その前提として、行政としましても徹底した事務事業の合理化、効率化を実施する。それがないと、処理原価に基づく手数料設定は難しいと我々も考えております。

ここまでがいただいたご意見の要約と我々の考え方でございます。10ページ以降は、その後、質疑をさせていただきまして、委員の方々からご意見、ご質問が出ました。正

確にマッチングさせているわけではないですけれども、それぞれの質問に対して、こういう趣旨のお答えかな、内容かなと我々なりに整理して、わかりやすく書いております。

まず、10ページ。委員からは、廃棄物の減量という目標がございますので、手数料のあり方を検討することは一定重要だということ。それから、指定袋制度につきましては、負担の公平性につながる部分がありますので、検討の意味があるのではないかというお話だったと思います。それに対しまして業界の方々は、やはりこの時期なので、手数料のあり方は慎重に検討が行われるべきだというご意見。それから、指定袋制については、これまでの手数料徴収のやり方を大きく変更するので、現場における混乱がかなりある。時間をかけて議論をすべきであるというお話だったと思います。

11ページは契約形態のお話でございまして、どのような契約形態が多いのか。例えば契約料金については、収集運搬と処理処分の内訳を示しているのかどうか。そのへんのところを知りたいというご質問がありました。それに対してのお答えとしては、契約形態は重量、袋等さまざまで、契約の決め方についてもいろいろ形態があるようでございますが、契約の際に収集運搬と処理処分の料金について必ずしも明示していないのが現状ではないかということでございます。

12ページ、収集運搬費用と処理処分費用の区別の認識がないといたしますと、有料指定袋制になれば、収集運搬費用と処理処分費用が分かれていることを排出事業者はどのように理解するのか。例えば二重取りされていると感ずることはないのかというお話がございました。

これに対しまして、収集運搬と処理処分の内訳は必ずしも明示されておりませんが、例えば会社を営営されている方なら、10kg当たり58円という処分料金は認識されているということ。それから、認識されていない場合もありますので、指定袋を導入する場合には、混乱を避けるため、有料指定袋の販売等を許可業者に委ねる方策についても検討をお願いしたいという話もございました。それから、収集運搬料金については、神戸市では別途規定されているというお話でございました。

13ページ、市の調査や他都市の事例から、比重 0.2が1つの目安になるというお話がありました。それに対しまして、ごみの比重は業種・業態間で大きな差があるので、換算率を一律に設定することは問題があるというご指摘がございました。

14ページ、毎日収集の市民ニーズがあるが、ごみ減量の推進という観点から見ます

と、それはできるだけ抑えていただくよう大阪市としてもお願いしていく必要があるのではないかと。ただ、毎日収集について物理的にやむを得ない場合もございますので、そういったことは除きまして、ただ単に「お金を出せば毎日収集していただいて便利ですよ」という考え方はいかがなものかというお話があったと思います。

それに対して、アパート・マンションでは、構造的に十分な広さのごみ置き場を設置できないという物理的な問題があるということ。それから、今の体制ですと十分な管理が難しいので、衛生上の観点から毎日収集が必要とされるケースがある。そういったものについては対応する必要があるのではないかとというお話がございました。

15ページ、家庭系ですので有料指定袋制の対象外としてアパート・マンションを考えると、許可業者の皆さんには混載を避けるように協力をお願いする必要があるため、家庭系と事業系の混載の状況について質問をさせていただきました。それに対しまして東元事務局長さんは、ご自分の会社の例でお答えになったのですが、アパート・マンションが全体の4分の1ぐらいを占めているということ。それから、夜間、5台の収集車でエリアで分けて作業をしているので混載して収集しているということで、混載を回避することは現実としてはなかなか難しいというお話がありました。

それから、アパート・マンションの住人からは「各家庭で分別しても、許可業者がごみとして一括して運搬してしまう」という声があるというお話をさせていただきました。それについては、そういう声もあるかもしれないが、許可業者としても分別・資源化する努力は一生懸命やっているんで、そのへんのところは理解してほしいというお話がございました。

16ページ、上限料金の設定に関しまして、許可業者と排出事業者の間の収集運搬料金については、契約の問題なので、自由な契約ということでお願いするしかないのではないかとご意見がありました。それに対しまして、有料指定袋制になりますと契約の変更になりますが、契約上の混乱を避けるために他都市でも行われているように、大阪市にも収集運搬料金の上限設定をお願いしたいという話がございました。

以上、簡単ではございますけれども、第4回部会で許可業者の方からヒアリングさせていただきました内容の要約と、それに対する私どもの考え方をまとめさせていただきました。これについてご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

○村田部会長

一廃の適正処理協会の東元さんに、事前に市のほうから質問事項が6点ほどありまし

た。それに対して東元さんから意見をいただき、それに付加した情報についてもお話を
いただいたわけですから。その整理ですけれども、「意見概要」と「基本的な考え方」の
2つの項目が柱になっています。「意見概要」は東元さんからのお話、「基本的な考え
方」は行政としての対応の部分だと思います。

それに対して第2部のほうは、「意見・質問」と「回答」。「回答」は東元さんのお
話の中身、これは要領よく整理をされていますけれども、「意見・質問」というのは、
2種類のものが混合している。行政が先ほどの「基本的な考え方」に基づいて質問され
ている部分、行政の気持ちがあるところにあらわれている部分ですけれども、「意見」の中
には手数料あり方部会の委員の先生方の意見あるいは質問があつて、これは行政の希望と
は別種のもですね。東元さんの仕事の中身、あるいはお話の中身を確認したり、わか
らないところをお尋ねしたりする部分ですので、これは整理して分けたほうがいいので
はないかと思います。委員の質問であつたり行政の質問であつたりすると、ちょっとふ
さわしくないのではないかと思います。

先生方から、整理の仕方、あるいは基本的な考え方、対応、間違っている点や不正確
だという点もあつたりするかもしれません。あるいは、そうではないかもわかりませ
んけど、何かございましたら。

○藤田委員

私は、これを予めメールで送っていただきましたので、見させていただきまして、全
体として大きな問題点は見つからなかったですけれども、もし1つコメントとして入れ
るとすれば、業者の方々と市、あるいは我々委員がいろんな意見を交換した。その中
で、ある部分については答えもわかりましたし、向こうもある意味で理解ができる部分
もあるけれども、少しの部分では平行線のままここに記載されている。それをどう扱う
かというのが出てくると思います。これは次の問題として残っているのではないかと思
います。そのへんのところが、今後、少し詰めていかなければならない問題ではないか
と思います。

それを除けば、私は村田部会長と違ひまして、「意見・質問」と「回答」がずれてい
ても、まあ、こんなものかなあと思っていました。我々のコメントも入っていますし、
業者の方々の思いも入っていると理解しましたので、こんなところでもいいのではないか
と思っております。

○田村委員

私は、この部会に参加していたので、これを見ても話の流れを理解できるのですが、この資料がどういうふうに使われるのかによって、ほかの人には理解できないようなところとか、「なんでこんな話になったんやろう」みたいなところもあったりすると思うので、まとめ方として私が読む分には特に問題はないですが、その後の使い方によっては、ちょっと加工する必要があるのかなと思います。

○竹内委員

私も、この内容で大体前回の議論の内容はうまくまとめられていると思いますので、特に意見はありません。

○村田部会長

今後、詰めていかなければいけない問題点が微妙にずれているところがありますので、ちょっと難しい問題かもしれませんが、将来の宿題になるだろうと。例えば10ページのところ、「重要なことと考える」とか「慎重に」とか、こういう使い方はよくするわけですが、将来、そのすり合わせをきちんとする。言葉の使い方というか、全体としてはこれでいいと思いますが、情報公開の場合、インターネットにはこのまま載るのでしょうか。どういう形で載るか。載ってなければ問題ないですが、載るとしたらどの程度になるかという点はどうでしょう。

○深津課長

原則として、部会に出させていただいた資料については、そのまま載せるということでございますので、極力そうさせていただきたいと思いますが、今ご意見がありましたように、初めてご覧になる方、一般の方でご覧になる方には、意見がくみ取りにくい部分があって、場合によっては誤解されるようなこともあるかもわかりませんので、そのへんはちょっと工夫しながら載せさせていただきたいと思います。ただ、原則は、出した資料はそのままということで、若干の工夫はさせていただきたいと思います。

○村田部会長

それでいいでしょうか。

それでは、これについてはこのぐらいにさせていただいて、資料2について説明いただきたいと思います。

○深津課長

今回、お示ししております資料2は、私たちが提示した課題に対してご議論いただい

たという前提で、そろそろ部会報告の整理に入っていきたいと考えております。ただ、いきなり「部会報告(案)」ということではなくて、部会報告をつくるに当たりまして、その方向性を整理する必要があり、今回お示ししていますのがそのペーパーでございます。それぞれテーマごとに概要をまとめております。我々の提案の趣旨の概要、それに対する委員の方々の意見、また許可業者の方々からの意見をパートごとにまとめた上で、「部会報告の方向性(案)」として整理させていただきました。これからご説明申し上げますが、重点としましては「部会報告の方向性(案)」について委員の方々からご意見がいただければと思っております。

それでは、簡単にご説明させていただきます。まず、1ページ、ごみ処理手数料の現状と課題について。これについては、概要でございますが、平成4年に改定して以降、特に改定をしていない。ただ、この間、社会状況が大きく変化しておりますので、ごみの減量、資源リサイクルの推進がますます重要な課題となってきたという全体的な背景がございます。

2つ目は、現行のごみ処理手数料は、他都市と比べても安価になっており、原価とも乖離があるということで、ごみ減量・リサイクルの促進という観点から見ますと、経済的インセンティブが十分に機能していないのではないかと懸念がございます。

3つ目は、改定後16年以上経過し、単に物価変動等に伴う改定ではなくて、ごみの減量・リサイクルを推進するために、負担のあり方、例えば金額設定の考え方なり対象者も含めた手数料体系全般の見直しを行う時期に来ているのではないかと認識をお示ししております。

それに対して委員の方々からいただいた意見は、手数料のあり方の検討に当たりましては、「排出事業者責任の徹底」、「受益と負担の公平性の確保」が基本になるというお話がございました。それから、事業系ごみの減量が当面の目標になりますので、経済的インセンティブの発動という観点から見ますと、手数料の見直しはかなり有効な手段になるだろうということがございました。

許可業者の方々からは、百年に一度の経済不況でございますので、この時期に見直しを行うのは排出事業者に与える影響が大きいので、慎重な取り扱いをお願いしたいというご意見がございました。

こういったことを踏まえまして「部会報告の方向性(案)」は、この間の社会状況等の変化を踏まえ、「排出事業者責任の徹底」や「受益と負担の公平性」確保の観点から、

ごみ減量を目的とした新たな手数料体系が必要であるということで、前提としまして、手数料体系については見直すべき時期に来ているという認識を確認させていただきたいと思っております。

2 ページ、個別課題の検討。まず、手数料設定の考え方につきましてご議論いただきました。

概要につきましては、地方自治法第 227 条の関係等々ございましたが、結論としては、ごみ処理原価を基準としながら、役務の提供から受ける利益、施策（減量）効果等を勘案して設定することが望ましいということでございました。

それに対して委員の方々からいただいた意見は、排出事業者責任はすべての事業系廃棄物について徹底すべきもので、手数料の設定につきましては、ごみ処理原価が基準でございますけれども、役務の提供から受ける利益や政策の効果等を勘案して手数料を設定することも可能であろうということでございます。それから、あるべき手数料水準の検討に当たっては、ごみ減量効果の予測も必要で、そのへんもよく精査した上で検討されたいというご意見がございました。

こういったことを踏まえまして「部会報告の方向性（案）」でございしますが、排出事業者責任、ごみ減量に対するインセンティブなどの観点から、ごみ処理原価を基準としまして、役務の提供から受ける利益や施策（減量）効果等々を総合的に勘案して手数料の水準を決定すべきであるというまとめを考えております。

3 ページ、手数料とごみ処理原価の関係をご議論いただきました。

平成19年の決算の状況でございますけれども、焼却処理原価はt 当たり 1 万 1,711 円でございます。これに対して私どもの現在の処分手数料がt 当たり 5,800 円でございしますので、乖離の状況があるという認識をお示しさせていただいております。

こういったことに対して委員からのご意見でございしますが、1 つは、他都市との比較も踏まえまして、具体的手数料の設定に当たって処理原価を基準とすることは概ね妥当というお話がございました。

2 つ目に、原価をもとに改定を考えますと、改定幅がかなり高くなる。その場合、重量の換算比率を現在の 3 分の 1 から 5 分の 1（0.2）に変更することによって、ごみ袋 1 袋当たりのアップ率は緩和されるということもございました。

3 つ目に、原価を基準に手数料を設定する場合は、その前提条件として事業の効率化、特に処理処分コストの削減が重要になるというご指摘をいただいております。それ

から、原価主義を基本とすると、現在、破碎処理の手数料は別途定めてございませんが、破碎にかかる処分手数料の設定も考えるべきではないかというお話がございました。

そういったことを踏まえまして「部会報告の方向性（案）」でございますが、ごみ処理手数料の設定に当たりましては、ごみ処理原価を一応の基準とするべきであるが、具体的手数料設定に当たっては、大阪市には原価の低減に向けたごみ処理事業の効率化がまず求められるということでございます。それから、破碎処理をする必要がある場合には、別途破碎処理にかかる処分手数料を設定することも検討してはどうかということを書かせていただいております。

4 ページ、ごみ減量の効果についてご議論いただきました。

まず、基本的な認識としまして、他都市と比べて現在の処分手数料が安価だということ、それからごみ減量・リサイクルという意味で見ますと、経済的インセンティブが働きにくい状況にあるということ。他都市の事例によれば、大きく減量効果を上げているところを見ますと、手数料改定時に何らかの別途の減量施策、例えば焼却工場における搬入物のチェックの強化なども同時に実施していることを認識として示しております。

これに対しまして委員からのご意見でございますけれども、事業系ごみの減量・リサイクルを促進することは、ごみ処理にかかる排出事業者の負担を緩和することにもつながる。手数料改定をした場合に、同時にごみ減量・リサイクルを促進する施策を推進していくということによって、排出事業者の方々の負担感も緩和されるのではないかと。それから、ごみ減量の効果を得るためには、手数料の改定だけではなくて、事業系ごみの減量を促す他の施策も、あわせて実施すべきということを書かさせていただいております。

こういったことを踏まえまして「部会報告の方向性（案）」でございますけれども、他都市の事例を見ますと、手数料の改定とあわせて資源化物の搬入禁止、指定袋制といった他の施策も実施しておられることがわかるということ。それから、こういった施策の実施は、ごみ減量につながりますので、排出事業者にとってもごみ処理費用負担の緩和につながりますので、改定をする際には、例えば紙ごみのリサイクルルートの確保等、事業系ごみの減量施策を同時に実施することを積極的に検討すべきということでございます。

次に、5 ページ、無料収集の範囲についてご議論いただきました。

まず、排出事業者責任の徹底の観点から、家庭系・事業系を明確に区分することが望ましいということを私どもの認識として示させていただいております。事業系については、排出事業者の責任を求めることが基準になりますので、現在の排出日量10kg未満事業所の無料規定についても見直すことが望ましいと考えている。その場合、家庭系と事業系のごみが合わせて排出される、いわゆる住居併設型の事業所の扱いをどうするのかについて、具体的な検討が必要になるという認識を示させていただいたところでございます。

これに対しまして委員からのご意見でございますが、住居併設型の事業所にあっても、家庭系のごみと事業系のごみは区分して排出を求めることが基本になるということでございます。それから、家庭系と事業系のごみを分けて、事業系は少量であっても排出事業者の負担を求めるべきであり、現在の10kg未満無料といった条件の設定や範囲は考え方として矛盾する部分があるというご意見をいただいております。

許可業者の方々からの意見でございますけれども、排出日量10kg未満事業所の有料化は、排出事業者の公平性確保の観点、大阪市の財政状況等を勘案して、早期に実施すべきであるというご意見がございました。現在の許可業者の体制で、例えばその部分を全量直営から移行することがあっても、受け入れることは可能だというご意見をいただきました。その際には、収集運搬料金上限の設定も忘れないでほしいということがございました。

「部会報告の方向性（案）」でございますが、排出事業者責任の徹底、公平性確保の観点から、事業系については排出日量10kg未満事業所の無料収集は、原則として廃止すべきではないか。また、住居併設型の事業所におきましても、家庭系ごみと事業系ごみの徹底した区分排出を求めるべきということでございます。それから、許可業者の方々からございました収集運搬の問題でございますが、10kg未満事業所の収集について、手数料の体系等を変える中で直営で収集輸送を行う仕組みを残すのか、それとも許可業者の方々の対応に委ねるのかについては、大阪市が主体的に判断すべき事項である。これについては部会としては特にコメントはしないということで書かせていただいております。

次に、6 ページ、手数料の徴収についてご説明させていただきます。

まず、ごみ処理手数料にかかる費用を排出事業者が直接負担するような方法が望ましい。他都市においては、有料指定袋制の導入がある程度進められていて、ごみ減量にも

効果を上げているということでございます。有料指定袋制には、排出事業者が支払う処分手数料の明確化というメリットが一方でありますけれども、指定袋の使用が困難な排出事業者の方々などもありますので、そういうところを具体的にどう取り扱っていくのかという課題がございます。

委員からのご意見でございますけれども、有料指定袋の実施につきましては、許可業者の方々の協力が必要不可欠だという認識でございます。有料指定袋制の導入は、これまでの手数料徴収のシステムを大きく変えることになりますので、排出事業者への十分な周知が必要になる。それから、指定袋の導入の目的は2 Rあるいは3 Rの推進でございますので、あまり例外規定をつくるべきではない。排出事業者にもごみ袋による排出が難しいケースが多々あるかと思いますが、ある程度、そういった形の収集について努力をお願いするべきではないか。それから、指定袋の導入に当たっては、市として、排出事業者、許可業者の方々に対してのPRをしっかりと、ルール徹底に向けた努力を積極的に行う必要がある。大阪市として、かなりの覚悟、決意がないと、このシステムはうまく動かないというご意見であったと思います。

許可業者からの意見につきましては、指定袋での排出が難しい場合として、貯留式、飲食店など含水率の高いもの、ダンボールなどがあるということ。それから、徴収方法の変更は大きな転換であり、排出事業者に対して大阪市としても時間をかけて丁寧な周知を行って、納得、了解のもとで進めてほしいというご意見がございました。また、有料指定袋制の導入は、現在、重量に基づいて契約しておられる排出事業者の間に混乱を生じるおそれがある。業種・業態によっては、比重により料金が大きく変わる可能性があるので、そのへんはよく注意しなければならないのではないかというご意見がございました。

それらを踏まえまして「部会報告の方向性（案）」は、現行制度につきましては、排出事業者への料金改定の際の転嫁が難しいということ、それから排出事業者責任の徹底という観点から見ますと問題があるという指摘でございます。また、有料指定袋による排出が難しい場合については、一定基準を整理してやるということ。それから、有料指定袋との混載不可を徹底した上で、従来と同様の搬入重量による処分手数料を別途請求するといった例外措置を検討する必要もある。しかし、例外措置の設定は必要最小限にとどめるべきだという考え方もお示しさせていただいております。最後に、有料指定袋制の実施については、ごみ処理手数料にかかるこれまでの徴収方法の大きな変更になる

ことから、行政が責任を持って排出事業者等への周知徹底を行う必要があるということで締めくくらせていただいております。

8 ページ、排出量の認定基準につきまして、現在、比重 3 分の 1、1 L 当たり 0.33kg ということでやっておりますが、実重量との相違があり、排出者にもわかりにくい制度になっているということでございます。それから、他の政令指定都市では概ね 0.2 程度としている都市が多いという認識を示させていただきます。

委員からのご意見でございますけれども、19 年度に行いました事業系ごみの排出実態調査の結果から、現行の 3 分の 1 を続けるのはあまり適切ではない。業種別に比重を設定する考え方もありますけど、これはかえって非効率になるのではないかというお話もございました。それから、比重 0.2 への変更案については、さまざまな調査結果、他都市の状況等から見て、概ね妥当かなというご意見でございました。

それに対して許可業者の方々からいただいているご意見は、業種によってごみの比重は異なるので、有料指定袋の実施により、排出事業者間に不公平感が生まれることも想定される。換算率 3 分の 1 から 5 分の 1 への変更については、もっと時間をかけて議論すべきではないかというご意見をいただいたところでございます。

「部会報告の方向性（案）」は、何らかの形で比重換算の係数は必要であるという認識のもとに、家庭系ごみの組成調査、事業系ごみの排出実態調査の結果、他都市の事例等々から見て 0.2 が概ね妥当ではないかと考えております。

9 ページ、その他の課題ということで、許可業者の方々が収集しておりますアパート・マンションについてどうするのか。アパート・マンションのごみの取り扱いについて検討する必要がある。

これについて委員からいただいた意見は、有料であるがいつでもごみを排出できる状態は、ごみ減量の観点から必ずしも好ましい状況ではないという話と、アパート・マンションのごみについては、事業系ごみとの混載禁止を徹底した上で、あくまでも家庭系ごみとして無料にしておく。要は、有料指定袋制の対象外とすべきであるという考え方をいただいております。

それに対して許可業者からは、毎日収集はさまざまな事情から市民のニーズがあるので、今後も有料での対応が必要であると考えているということでございます。それから、多くの許可業者は、事業系の廃棄物と混載して現在収集しております。車の状況、収集ルート、効率性等を考えますと、混載せざるを得ない事情もあるとお聞きしており

ます。

そういったことを踏まえまして「部会報告の方向性（案）」でございますが、アパート・マンションは有料で処理するという選択を認めることはやむを得ないけれども、ごみの減量・分別の促進といった観点からは、便利だから有料でも毎日収集ということのないように、市民の理解、協力を得るように大阪市は普及啓発に努めなければいけない。それから、アパート・マンションのごみは家庭系でありますので、有料指定袋制の対象外にすべきということ。ただ、許可業者がアパート・マンションのごみを引き続き収集するためには、混載禁止を担保する措置が一定必要になるという認識をお示しさせていただきます。

10ページ、その他ということで、有料指定袋制、10kg未満事業所の有料化となりますと、不法投棄の懸念があるというご意見をいただいております。それから、減量後も適正な手数料設定をしないと、他都市ではリバウンドも見られるというご意見がございました。

これに対しまして「部会報告の方向性（案）」は、大阪市が不法投棄に対する対策をしっかりとるということ、手数料水準の設定については、減量効果が適切に働いていく形で総合的な見地から検討してほしいということできりとめております。

以上、これまでの部会におきます議論の経過を簡単にまとめまして、「部会報告の方向性」の案をお示しさせていただいたところでございます。これにつきまして、委員の方々からご意見いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○村田部会長

だんだん煮詰まってくるプロセスの中の第一歩ですかね。藤田先生、ご退出される前にご意見をいただきたいと思います。

○藤田委員

「部会報告の方向性」を事務局からご説明されて、確かに委員からの意見、それから許可業者からの意見も踏まえて一つの方向性が出てきたように思います。その中で、いくつか乗り越えなければならない難しい問題は残っていると思うのですが、大きな流れとしては、手数料体系を採用することがごみ減量・リサイクルを進める上では一つの大きなインセンティブになるのではないかという点に関しては、ほぼ意見はまとまっているように思います。

もう1点は、いつやるのか。これはヒアリングの時にも意見が出たのですが、我々

の部会を超えてしまう判断になると思います。ただ、「部会の方向性」の中でも書かれていますけれども、やはり市の責務がかなり大きなウェイトを占めていると思います。

例えば経営の合理化・効率化とか、広報を徹底するとか、いつからやるかという問題が相当からんでくると思います。我々がこういう形で部会の報告をまとめて、審議会の中である程度大枠が了承されたとしても、そう簡単にとんとんと実施にはいかないと、この「方向性」からも読み取れると思います。1つの方向を示して部会報告をまとめるわけですが、実施に関しては少し時間をかけざるを得ないなという感じを持ちました。

それから、10kg未満ですね。この部会の委員の先生方は、例外をつくるなということですから、当然10kg未満でも徴収すべきではないかという話が出てきておりますが、これにつきましては、市としても心して取り組んでいただきたいと思います。私もそう思います。例外をあまりつくってしまいますと、結果として抜け道ができてしまうのではないかという感じを受けました。

細かいところでは意見が出るかもしれませんが、私は、全体としての流れはこれで一応まとまりつつあるなと思っております。

○田村委員

例外のところで私が繰り返し気になったのが、指定袋での排出が難しいごみがあって、でも例外をつくるべきではないと、2つのことを同時に書いていて、結局どうなるのだろうという、すごくすっきりしない思いが残るところがあります。質問ですが、資料1の3ページで、指定袋での排出が難しいと考えられるごみが5つぐらい例であがっていますけど、この総量は全体に対してどれぐらいの割合になるのでしょうか。

○深津課長

私どもとしてもこういう調査をしたことはございませんので、どのぐらいの量になるかはわかりかねます。

○藤田委員

ちょっと厳しいコメントかも知れませんが、「こういう形で収集します」「徴収します」ということを徹底して言っていくと、逆に言うと、排出事業者のほうがある部分ではそれに合わせていただかざるを得ないだろうと。しかし、それでも「剪定枝とか大きなものは袋に入りません」と言われた時に、そこはまさにやむを得ない例外として出てくるかも知れない。そのへんは非常に細かいところでのすり合わせになって

くるのではないか。

例えばたまたま写真を見せてもらったようなものでしたら、私は、個人的には袋に入れられるのではないかと思います。しかし、本当に入らないものもあるのかもしれない。ただ、大型ごみだと産業廃棄物になるだろうと。

○深津課長

袋に入れるのが難しい事例があると言いながら、一方で例外をつくるべきではないと書いている。これにつきましても、わかりやすい制度、例外の少ない制度にすべきだと私どもも考えていますけれども、実態としてどういったものがあるのか、全体像がわかりませんので、本当に必要な部分については何らかの例外措置をつくることもやむを得ないのではないかと。その書き方が確かにわかりにくくなっておりますけれども、そういった部分では一定ご理解いただかないといけないということで書いておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹内委員

私も藤田先生とまったく同じ意見で、あの写真を見た時に、確かに大変な状況かもしれないけれども、あの中にはいろいろ資源もありそうな感じがしたんですね。むしろ有料指定袋が導入されることによって、生ごみをきっちりと水切りするとか、ダンボールをちゃんと分けて排出することで、リサイクルが進んだり、減量化が進む側面もあるかなと思いました。

例外規定の話は、10kg未満の無料規定見直しとアパート・マンションの話があって、これは大阪市さんのまとめでは、基本的に混載を禁止する。事業系、家庭系をきっちり区分して、家庭系は無料で、事業系は新しい料金で収集していくという方向性が出ていて、法律の趣旨からするとこれしかないというか、このとおりだと思うんですね。ただ、実際どこまで徹底できるのか、ちょっと心配なところもあります。

私は単純に話を考える癖があって、経済学者は大体そうですけれども、事業系だろうが家庭系だろうが有料化に踏み切ってやってしまえば、一番効率的に物事が行くのではないかとつい思いがちなところがあると思いますが、世の中そうじゃないところもあると思いますので、こういうまとめ方になるのかなと思います。

ただ、これを本当に徹底してやっていくとなると、例えば福岡市ですと、収集車にGPSがついていて、どういうルートで回っているかがチェックされる。ということで、混載を禁止、それだけの意味ではないと思いますが、そういうふうな効率的な収集の観

点でも、そういった新しい技術を導入してごみ収集をやっていく取り組みもあるようですので、参考にされてはいかがでしょうかと思います。

○藤田委員

もう1点だけ、残念ながら行政の人間でないとなかなかわからないところがありまして、これは市のほうにお任せすることになるかもわかりませんが、業者さんの上限を示してほしいという要望に対して、基本的に民民の話だからかわらないという意見が委員のほうから出ていましたけれども、我々としてはそれ以上はコメントできないのかなという感じは持っています。だけど、条例としてやったほうがいいのであれば、共倒れにならない方法があれば、それはそれで結構だと思います。

○村田部会長

ありがとうございました。今日いただいた資料2は、概要がありまして、それから委員あるいは許可業者さんの意見、最後に方向性（案）が示されていますが、結局、部会報告は、この概要を提示して、方向性をもう少しかみ砕くとか詳しくするとかいうこと。基本的にはこれを表明していくということになりますかね。これを文章化して「部会報告（案）」をつくる作業を次の部会ぐらいでやっていく。

それから、資料1の10ページ、「重要なことと考える」というのは、本審議会も部会も同意見だということですけど、市民、排出事業者、許可業者、行政内部の即応体制、行政自身の意識改革、あるいはいろんな手当があって、部会としては「実施せよ」と言うことはできませんので、部会報告ができた後、行政でその趣旨を踏まえてやっていただくということになりますかね。その点について、別にご意見ございませんか。

○深津課長

今、部会長から言っていただきましたが、役所言葉で申し訳ございませんけれども、諸般の情勢を総合的に勘案して、我々としては一定判断させていただきたい。その際に、部会でいただきました意見、それから本審議会へ上げていただきました答申等を土台に、私どもとしても具体的に検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○村田部会長

もし追加して議論があれば、先生方からご遠慮なく出していただくということでいいかと思いますが、その次の段取りとしてはどういうふうになりますでしょうか。

○深津課長

今日、見ていただきました「方向性（案）」に基づきまして、次回は具体的な「部会報告（案）」をお示ししたいと思っております。年度初めで、皆さん非常にご多忙と思いますので、次回は4月21日ぐらいにお願いしたいと考えております。この間、多少時間がございまして、「部会報告（案）」をつくりまして、私どもからメールなりで送らせていただきます。先生方とメール等でのやりとりで極力整理をさせていただきまして、21日には各委員のご意見も十分踏まえた上で「部会報告（案）」をお示しし、最終確認をしていただきたいと思います。それをもって本審議会で「部会報告」という形で上げて、本審議会で一定揉んでいただきたいと思いますと考えております。

○村田部会長

21日までに先生方からご意見がありましたら、事務局のほうに寄せていただけたらいいということですか。それは、メールでもファックスでもいいですね。

○深津課長

けっこうです。

○村田部会長

そういうことでやらさせていただきます。

その他、ございませんでしょうか。

○清原課長

特にございませんので、本日の日程はこれで終了させていただきたいと思います。長時間のご議論、ありがとうございました。

○村田部会長

どうもご苦労さんでした。これで終わりたいと思います。

閉 会 午前11時10分